道からの報告の求めに応じなかった事業者

令和６年（２０２４年）９月30日
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

道内の消費者に対して、住宅リフォームなどの訪問販売を行う事業者が、北海道消費生活条例第50条第１項の規定に基づく道からの報告の求めに応じなかったことから、事業者の名称等を公表します。

１　経　緯

道では、消費者から相談が寄せられている住宅リフォームなどの訪問販売を行う事業者に対して、北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号。以下「条例」という。）第50条第１項に基づき、令和６年（2024年）７月17日付けで同月31日を期限として報告を求めたが、事業者からは期限までに報告がなかった。

このことから、事業者が道からの報告の求めに応じなかった旨のほか、事業者の概要、報告を求めた事項及び消費者相談の概要を公表する。

２　公表する根拠

条例第51条第１項

３　事業者の概要

（１）事　業　者　名　　株式会社Ｌｉｎｋ（リンク）
（２）代　　表　　者　　代表取締役　紺野　涼汰（こんの　りょうた）
（３）所　　在　　地　　札幌市東区東苗穂３条１丁目１番８号（登記上）
（４）業　　態　　訪問販売（住宅リフォーム、水道工事等）

４　事業者に報告を求めた事項

（１）事業者の概要（営業拠点、業務概要、財務状況等）
（２）消費者相談に対する事業者の見解など

５　道内における消費者相談の概要

訪問販売により住宅リフォームの契約を締結したが、「工事が契約どおりに実施されない」、「電話をかけても応答がなく、折り返しの連絡がない」等といった相談があった。

お問い合せ先
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
取引適正化係
電話　０１１－２０４－５２１３

○北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条　事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（７）契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情を適切に処理せず、当該履行を不当に拒否し、若しくは遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

（不当な取引方法による被害の防止）

第 17 条　知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認められるときは、速やかにその取引の実態等につき必要な調査を行うものとする。

（立入調査等）

第 50 条　知事は、第９条、第 15 条、第 15 条の２、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

（公表）

第 51 条　知事は、第９条第３項、第 15 条第２項、第 15 条の２第３項、第 17 条第３項、第 19 条第２項若しくは第 20 条第２項の規定による勧告に従わない者、第 48 条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。